

大分県きのこ生産資材高騰対策事業実施要領

令和6年3月7日 林産第997-1号伺定

第1 趣旨

大分県きのこ生産資材高騰対策事業は、きのこ生産体制の維持・確保を図りつつ、海外に依存する燃油や資材の価格高騰や供給難の影響を受けにくい経営構造に向けた体質強化を推進するものである。

第2 事業の内容等

事業内容、事業実施主体及び採択基準等は、別表1のとおりとする。

なお、本要領に定めるほか、次に掲げる国庫事業の要綱要領（以下「国要綱要領等」という。）に定められたものとする。

- ・燃油・資材の森林由来資源への転換等対策補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林政経第258号農林水産事務次官依命通知）
- ・きのこの生産資材導入支援実施要領（令和6年12月17日付け6林政経第261号林野庁長官通知）

第3 事業実施計画の認定申請等

- 1 事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（第1号様式）を所轄の県振興局長を経由して、知事に申請するものとする。なお、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
 - （1）取組計画書（別紙1）
 - （2）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別紙2）
 - （3）生産コスト低減等実施計画書（計画チェックシート）（別紙3）
 - （4）前年生産量及び年間平均生産量を証明する書類
 - （5）きのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証明する書類
 - （6）菌床購入証明書（対象品目が生しいたけ(菌床購入)の場合）
 - （7）その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は事業実施計画の内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施主体に対し予算の範囲内で内示する。
- 3 事業実施主体は、事業実施計画について変更する場合は、事業実施計画変更承認申請書（第2号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事は、次に掲げるいずれかに該当し、3の事業実施計画変更承認申請を行う必要がないと認めるときはその一部または全部を省略することができる。
 - （1）事業実施計画の事業費のみの変更で補助金の増額を伴わない場合
 - （2）その他知事が認める場合

第4 助成措置

県は、予算の範囲内において、事業実施主体がこの要領に基づき事業を実施するのに要する経費を補助するものとする。

第5 事業完了検査

1 検査員の任命

完了検査は、知事又は振興局長が任命した検査員が行うものとする。

2 検査の時期

知事又は振興局長は、事業実施主体から実績報告書の提出を受けたときは、すみやかに補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との適合について、書類検査により完了確認検査を実施するものとする。

3 検査報告

事業完了検査を終了したときは遅延なく事業完了確認検査調書（第3号様式）により知事又は振興局長に報告するものとする。

第6 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、令和8年9月末日までに、取組報告書（第4号様式）に生産コスト低減等実施実績報告書（実績チェックシート）（別紙4）及び生産量を証明する書類を添付し知事に提出しなければならない。

2 知事は、その内容について適切なものであるか、現地確認を行うこととする。確認の結果、取組が適切に行われていないと判断した場合には、事業主体に対し、再度適切に実施するよう指導する。

なお、現地確認は対象者数の5%以上を抽出し実施するものとする。

第7 証拠書類の保存

事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、知事から求めがあった場合は、その書類又はその写しを提出しなければならない。

（1）生産コスト低減等実施計画書（計画チェックシート）（別紙3）及び生産コスト低減等実施実績報告書（実績チェックシート）（別紙4）の取組を実施したことが確認できる書類（作業日誌、写真等）

（2）事業実施主体のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証明する書類（決算書、確定申告書等）、申請等に提出した生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票等）

第8 補助金の返還

補助金の交付を受けた事業実施主体が、補助金の交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。

（1）交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。

（2）虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（3）取組実施者の令和7年度又は令和7年の生産量かつ生産額が前年に比べ3割以上減少した場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（4）（1）から（3）までの返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰することができない事由により、きのこの生産コスト低減等実施計画書に定められた取組が行われなかったこと又は取組実施者の令和7年度若しくは令和7年

の生産量及び生産額が前年に比べ３割以上減少したことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。

第９ その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、国実施要綱要領及び知事が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和５年度の予算に係る大分県きのこ生産資材高騰対策事業から適用する。

附 則

この要領は、令和６年度の予算に係る大分県きのこ生産資材高騰対策事業から適用する。

別表 1

事業内容	事業実施主体	採択基準
生産資材 高騰対策	自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者（中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る。以下同じ。）であつてきのこの販売収入が事業収入の過半を占める者	国要綱要領の定めによるものとする
補助金の額の算定方法等		
(次期生産量の算定の仕方) 補助金額の算定に使用する次期生産量は、次の①又は②のいずれか低いものとする。 ① 令和6年度又は令和6年の生産量 ② 事業実施主体における令和3年度から令和5年度まで又は令和3年から令和5年までの年間平均生産量 なお、複数品目を生産しており、複数品目の合計生産量が①>②の場合、品目毎の①生産量に②/①を乗じて補正する。 ただし、②において、生産量が災害その他やむを得ない事由により前年に比べ3割以上減少した年度及び年又はきのこ生産を開始した年がある場合は、当該年を除いて年間平均生産量を算出することができる。 また、令和5年度又は令和5年に生産を開始するなど、年間平均生産量が算出できない場合は①を次期生産量とする。		